

令和7年12月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月5日(金) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

2番 香月英昭	3番 中村津多子
4番 西村徳義	5番 井手悦郎
6番 高塚和行	7番 江頭和夫
8番 釘本勝	9番 大屋博幸
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

1番 松本康博 10番 古賀榮一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 非農地判断について

第6号議案 地域計画変更申出に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆 副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	<p>時間前ですけれども、ただいまから始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、令和7年12月の農業委員会に出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p>
会長	<p>まず、開会に当たりまして江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さん今日はどうもお疲れさまです。</p> <p>今、農家も麦刈りと大豆の刈り取りが、大豆は大体さばけたかと思っておりますけれども、大豆の刈り取りをしたらカメムシが物すごく多いというようなことでお聞きをいたしました。農業は、アライグマにアナグマ、野獣、カラス、虫まで農作物に被害を与えるなどというふうに感じております。</p> <p>私たちがこの悪天候の中、温暖化の影響で、暑いときは物すごく暑くて、寒いときは物すごく寒くなるというようなこともございますので、私たちは健康に留意しながら農業を、また、こういう会議も健康じゃないとできませんので、健康に注意しながら頑張っていきたいと思っております。</p> <p>今日はたくさん議題もございますので、皆さん方の御協力をいただきましてスムーズに進行できるようにお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、1番松本委員、10番古賀委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和7年12月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。</p> <p>8番釘本委員、9番大屋委員をお願いいたします。</p> <p>また、議案に対して質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>議案資料は1ページから6ページです。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町坂井地区にある農地で、申請理由は、申請地の北側にお住まいの譲受人が家庭菜園として利用するために農地を取得したいとのこととです。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p>

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

議案は7ページから12ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は芦刈町浜中地区にある農地で、申請理由としては規模拡大です。

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

議案は13ページから18ページです。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所につきましては芦刈町浜中地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でしたけれども、申請番号2番についてなんですが、転用申請を出された後に庁内で協議をしておりましたところ、農振除外ができていなかったというのが判明いたしまして、審査ができない状況になっておりますので、保留とさせていただきます。

そのため、1件のみということで、申請番号1番のみを説明させていただきます。

資料は19ページから25ページになります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城町砂田地区にありまして、集落に接続した農地ということで、転用目的としては、住宅用地として適地であるため住宅7区画を開発したいということで申請をされております。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、擁壁により土留め工事をされます。排

事務局

議長

事務局

議長

事務局

議 長	<p>水計画ですけれども、雨水は南側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後同じく南側水路へ排水をされます。</p>
1 1 番	<p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅からおおむね500メートル以内にある第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。</p>
議 長	<p>説明は以上です。 この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。</p>
事務局	<p>それでは、事前調査について報告いたします。 譲渡人、譲受人、申請農地は、今、事務局より説明があったとおりです。 調査事項、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。 実現確実性の判定について、転用する必要が認められ、目的を実行されることは確実であります。</p>
議 長	<p>被害防除施設・用排水の検討について、雨水は南側水路に排水、家庭内排水は合併浄化槽を通じ南側水路に排水する。</p>
議 長	<p>その他特記事項について、令和7年11月25日に現地確認を行っております。 以上、よろしく検討をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議 長	<p>次に、第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから6ページです。</p>
議 長	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について説明をいたします。</p>
議 長	<p>今月の賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画は19件、合計42筆で、9万9,850平方メートルとなっております。</p>
議 長	<p>詳細につきましては明細を御確認ください。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、御意見・御質問があればお願いいたします。</p>
議 長	<p>ないようですので、これより採決いたします。賃貸借権に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 続いて、所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。</p>
事務局	<p>番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は7ページになります。</p>
事務局	<p>所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画（案）について説明をいたします。</p>

本日の所有権移転の審議件数は2件です。

まず、申請番号601について説明いたします。

(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利を読み上げる。)

説明は以上です。

議 長
3 番

申請番号601につきましては、あっせん委員の3番中村委員からあっせん結果報告をお願いします。

あっせん報告をいたします。

令和7年6月5日の定例会において、あっせん委員に指名されました。

定例会終了後、事務局にて耕作者の確認をしました。その足で地主の〇〇さん宅に行くも本人が留守で、奥さんとは会いましたけれども、話ができませんでした。

6月9日、再度〇〇さんのところを訪れ、本人と会い、状況等の確認を行い、1反〇〇万円ということで売却したいということでした。その足で、隣接者でもあり地元でもある〇〇〇〇さんに会うも、お父さんの経営なので、自分としては欲しいけど即答はできないということで、後日お父さんの自宅を訪ね、本人と話したら、検討して返事するということでした。

6月10日、〇〇さんを訪ねるも留守でした。

11日、もう一回〇〇さんを訪ねて、五条の〇〇さんが〇〇万円であったら買い受けていいということで、そういうことを伝えまして、〇〇さん宅を訪ね、双方の詳細を尋ね、双方に〇〇万円で合点してもらいましたので、あとは事務局より連絡があることを伝えて、あっせんを終了いたしました。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

事務局

次に、602について事務局から議案の説明をお願いします。

番号602について説明をいたします。

(権利を設定する者、権利の設定を受ける者、権利を設定する土地、設定する権利を読み上げる。)

以上です。

議 長

申請番号602につきましては、あっせん委員の7番江頭委員からあっせん結果報告をお願いいたします。

7 番

あっせん経過報告をします。

令和7年9月5日に、農業委員会であっせん委員に任命される。

9月8日月曜日、13時30分に事務局に出向き、耕作者の名前等を聞きました。

9月9日火曜日、9時45分に〇〇さん家に電話したが留守電状態だったので、10時に〇〇さんに電話したが留守電になったので、10時5分に〇〇さんに電話し事情を話した。耕作者の名前を聞き、耕作者の〇〇さんに会い話して、その情報を〇〇さんに電話することを約束しました。

12時20分に推進委員の藤田さんに電話し、情報を流し協力をお願いしました。

10時30分に耕作者の〇〇さんに電話し、明日18時頃に出向くことを約束し

ました。

9月10日水曜日、17時50分に〇〇さん宅に出向き、田を売りたいという要望がありますと言いますと、熟慮された上に、10アール当たり〇〇万円で打診があり、〇〇さんに相談しますと言い、その日は帰りました。

9月11日木曜日、9時30分に〇〇さんに電話したが通じなかった。45分に〇〇さんに電話し、〇〇さんから10アール当たり〇〇万円でいかがでしょうかと打診がありましたと言うと、売手の〇〇さんは、はい、分かりましたと返事があり、あっせんが成立しました。買手の〇〇さんにメールにて報告をいたしました。

以上です。よろしくお願ひします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願ひいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手)

全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長に回答いたします。

次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

議案書は8ページから9ページです。

農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。

本日の審議件数は、売渡希望が4件、貸付希望が3件です。

まず、売渡希望の申請番号1について説明をいたします。

議案は32ページから38ページです。

申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明いたします。

議案は39ページから44ページです。

申請番号2、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上です。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願ひします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

議 長

事務局

議 長

事務局

議 長

事務局	<p>申請番号3について説明をいたします。 議案は45ページから48ページです。 申請番号3、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。）</p>
議長	<p>説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は49ページから52ページです。</p>
議長	<p>申請番号4、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、売渡希望価格、あつせん担当を読み上げる。） 以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、貸付希望の申請番号1について事務局から議案の説明をお願いします。 貸付希望の申請番号1について説明をいたします。 資料は53ページから54ページです。</p>
議長	<p>申請番号1番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あつせん担当を読み上げる。） 説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は55ページと56ページです。</p>
議長	<p>申請番号2番、（土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あつせん担当を読み上げる。） 説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は57ページと58ページです。</p> <p>申請番号3番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は10ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明いたします。</p> <p>資料のほうは59ページから66ページです。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課などの関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p>
議長	<p>今回、県外の方から小城町の農地について申請がありました。審議していただく農地は4筆で、面積は合計で786.58平米でございます。</p> <p>資料にありますこの4筆の農地について、先月25日に現地確認を行いました。申請のあった4筆のうち、高速道路に近い3筆については申請地そのものに近づきにくい状況でした。66ページの地図が分かりやすいです。残る1筆についてなんですけれども、〇〇〇番というところで、こちらは草木は茂っているものの、山林原野化まではどうかなというところの判断が難しいところでしたけれども、現地でお話をさせていただいた中では、非農地判断はやむを得ないのではという意見が多かったように思っているところです。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料のほうで御確認をお願いしたいと思います。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第6号議案 地域計画変更申出に対する意見についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は11ページを御覧ください。</p> <p>第6号議案 地域計画変更申出に対する意見についてを説明いたします。</p>

本年3月下旬に地域計画というのが策定されていますけれども、その地域計画を変更する場合は、農業経営基盤強化促進法の規定によりまして小城市長から農業委員会のほうに意見を求めるということになっておりまして、今回審議をしていただくものでございます。

今回は、地域計画からの除外が7件となっています。

説明が、別とじて第6号議案ということで一覧表になっているものですね。それと、第6号議案別紙というものと、あと、一枚紙で右上に赤で回答案ということで、3種類御準備をしております。こちらを御覧いただきたいと思います。

ちょっと説明が難しかったんですけども、こちらの7つの農地について、実際、農振除外というのはもう終わっておりまして、転用の手続に入るところだったんですけども、地域計画の中で10年後に誰が耕作するということが名前が載っているということで、除外ができて転用ができるような状況になっていたんですけど、地域計画の中で位置づけられてしまっていたために転用ができない状況に現在なっておりまして、地域計画から外さないといけないということで今回7件分の申請が上がっています。

別紙のほうを御覧いただきたいと思います。

番号1番ということで、資料は1ページから15ページになります。

こちらにつきましては織島の農地になるんですけども、内容としては集合住宅を建築したいということで除外の申請が出ているところになります。

それから、番号2番につきましては17ページからになります。

こちらのほうは三日月町の久米、駅に近いところの農地になりますが、こちらにつきましても集合住宅を建築したいということで変更の申出がされているところです。

番号3番につきましては、31ページからになります。

こちらのほうは牛津の生立ヶ里というところにある農地になりますけれども、畑ということで、隣接している住宅の分家住宅を造りたいということで変更の申出がされているところです。

それから、番号4番が39ページからになります。

こちらは牛津町の友田の農地になりまして、もともと町営住宅が建っていたところに隣接している農地なんですけれども、分譲住宅を計画しているということで変更の申出がっております。

それから、番号5番は51ページからです。

申請人は4番と同じ方で、友田の農地で場所が違うところ、非常に近接したところになるんですけど、こちら分譲住宅を建設したいということで変更の申出がされているところです。

それから、番号6番が、飛びまして61ページになります。

こちらのほうは三日月の岡本になるんですね。ちょうど小城との境のところになるんですけども、県道の南に〇〇〇〇〇〇さんが配送センターを造りたいということで変更の申出がっております。

7番は73ページからになります。

こちら先ほどの6番と同じ、〇〇〇〇〇〇さんが集配センターを造りたいということで変更の申出がされているところです。

以上7件の変更申出がしておりますけれども、こちらの全ての案件については地域計画を変更することはやむを得ないというふうに考えておりまして、回答案のようにやむを得ない、意見がないということで小城市長へ回答したいと考えており

議 長	<p>ます。 説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。 ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。 (なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 次回の日程ですが、今月の現地調査につきましては12月25日木曜日、1時30分から2-6会議室集合になります。 来年1月の定例農業委員会は1月6日火曜日、1時30分からこちらの大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上です。 それでは、以上をもちまして12月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員